

事務事業評価表 平成25年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実
 施策 健康づくりの推進
 基本事業 母子保健の充実

事業名 **乳幼児健康診査推進事業**

[0117]

| | | | | | |
|----|--------|--------|--------|----------|------|
| 部名 | 健康福祉部 | 事業開始年度 | 昭和56年度 | 実施計画事業認定 | 対象 |
| 課名 | 保健センター | 事業終了年度 | - 年度 | 会計区分 | 一般会計 |

| 事務事業の目的と成果 | |
|---|---|
| <p>対象</p> <p>(誰、何に対して事業を行うのか) 江別市在住の乳幼児及びその保護者</p> | <p>手段</p> <p>(事務事業の内容、やり方、手段) ・4か月、1歳6か月、3歳児健診は保健センターで実施。10か月児健診は、市内医療機関で委託により実施。発達健診は月齢に合わせて対象者を選択し、個別に案内して実施。 ・疾病並びに心身の発達についての診査および保健・栄養・運動・育児指導等を行い、必要な児及び保護者に対して継続して支援を行う。また、幼児健診は同時に歯科検診も実施。 ・発達やより詳細な支援が必要な児については発達健診で再検・経過観察等を行う</p> |
| <p>意図</p> <p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか) ・保護者へ育児等のアドバイスを行うことにより、乳幼児の健康の保持・増進及び保護者の育児力の向上を図る。 ・発育・発達の遅滞、疾病を早期に発見し、適切な支援につなげる。</p> | |

| 事業量・コスト指標の推移 | | | | | | |
|----------------------|----------------------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 区分 | | 単位 | 22年度実績 | 23年度実績 | 24年度実績 | 25年度当初 |
| 対象指標1 | 江別市在住の4か月、10か月、1歳6か月、3歳に到達する乳幼児数 | 人 | 2,989 | 3,035 | 2,916 | 2,925 |
| 対象指標2 | | | | | | |
| 活動指標1 | 乳幼児健診実施回数 | 回 | 84 | 84 | 84 | 84 |
| 活動指標2 | 個別相談実施者延べ人数 | 人 | 1,525 | 1,326 | 1,271 | 1,418 |
| 成果指標1 | 4か月児健診受診率 | % | 99 | 98.2 | 99.4 | 98.4 |
| 成果指標2 | 専門機関(医療・療育)紹介延べ人数 | 人 | 188 | 161 | 161 | 182 |
| 単位コスト指標 | | | | | | |
| 事業費計(A) | | 千円 | 13,030 | 13,144 | 12,298 | 13,660 |
| 正職員人件費(B) | | 千円 | 13,702 | 13,644 | 13,627 | 13,695 |
| | | | | | | |
| 総事業費(A) + (B) | | 千円 | 26,732 | 26,788 | 25,925 | 27,355 |

| 費用内訳 | |
|------|---|
| 24年度 | 報酬 3,597千円、報償費 4,089千円、需用費 583千円、役務費 42千円、委託料 3,987千円 |

事業を取り巻く環境変化

| | | | |
|--------|----------------------------|-------------|--|
| 事業開始背景 | 母子保健法第12条および第13条の規定に基づき実施。 | 事業を取り巻く環境変化 | 母子保健法第12条および第13条に基づき実施。1歳6か月健診は昭和56年法により開始。4か月・10か月健診は平成4年から、3歳児健診は平成9年から従来は保健所で実施していたが、法の改正により市町村へ業務が移譲された。発達健診は、経過観察児を対象に平成9年から開始。 |
|--------|----------------------------|-------------|--|

24年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

義務的事務事業

妥当である

妥当性が低い

理由・
根拠は？

母子保健法第12条および第13条の規定に基づき実施。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

貢献度大きい

貢献度ふつう

貢献度小さい

基礎的事務事業

理由・
根拠は？

乳幼児健康診査は、親子が心身ともに健康を保持・増進するために実施するとともに、母子保健の普及啓発を図るものであり、母子保健の向上の貢献度は大である。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？

あがっている

どちらかといえばあがっている

あがらない

理由・
根拠は？

平成24年度の4か月児健診受診率は99.4%であり、ほぼ全数が受診している。よって子どもの成長発達の確認や疾病の早期発見、養育者の健康や育児の相談に応じられており、乳幼児の健康の保持・増進に寄与している。また、健診未受診者に対しては家庭訪問等により支援を行なっている。専門機関紹介は必要な児に対して行なうものである。必要な者に適切な支援（医療機関・療育紹介、経過観察、専門職による指導など）を必ず行なっており、定性的には成果は上がっている。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

成果向上余地 大

成果向上余地 中

成果向上余地 小・なし

理由・
根拠は？

健診の満足度の向上のために受診結果や受診者の意見を確認し、定期的に健診体制を見直し職員のスキルアップ等、健診の質の向上に努めている。よって高い受診率へとつながっていると評価できる。スクリーニングの質を保ち異常の早期発見及び適切な保健指導ができる様に今後も努めて行く。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

ある

ない

理由・
根拠は？

当該事業におけるコストの大半は人件費であるが、人的配置の適正化を図りつつ最小限の職員により対応している状況にあり、現行においてコスト削減は難しい。